

6. 透析

【医学管理等】

<慢性維持透析患者外来医学管理料（以下略して、（慢透））>

これに含まれる検査以外の検査を実施した場合について：まず、その検査が必要であることが理解可能な病名を挙げてください。また、検体検査については必要性を摘要欄に記載することになります。

また、HbA1cは慢透に包括化されています。

<特定疾患療養管理料（以下略して、（特））>

（慢透）と（特）は、算定要件に合致していれば併算定が可能です。

<腎代替療法指導管理料>

透析開始前の保存期腎不全の段階から腎代替療法に関する説明・情報提供を実施した場合について要件及び施設基準を満たせば500点の算定が可能です（患者1人につき2回に限る）。

【検査】

<シャント狭窄（疑い）、シャント不全（疑い）でのシャント超音波検査（D215-2-□（その他）350点+パルスドプラ加算150点）>

適切な間隔をあけての検査をお願いいたします。度重なる検査は一連とみなされます。

<慢透に含まれていないHBc抗体、HCVコア蛋白検査>

ガイドライン等では推奨されていますが、現実的には保険診療では適応となりません。但し、抗癌剤治療や膠原病治療などに際して、HBc抗体、HCVコア蛋白検査が必要な場合は、算定可です。通常のHBs抗原、HCV抗体定性・定量は、慢透に包括化されています。

< β 2MG検査>

慢透に包括されています。ただし、通知において「透析導入5年以上経過した透析アミロイド症に対して、ダイアライザーの選択に当たり β 2MG除去効果の確認が必要な場合においては、その選択をした日の属する月を含めた3ヶ月間に、 β 2MG検査を月2回以上実施する場合においては、当該2回目以後の検査について月1回に限り、慢透に加えて別に算定する」とされています。また、通知では、請求する場合には、「その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」と記載されています。

<NTproBNP検査>

BNP検査は慢透に包括化されています。NTproBNPも同様の検査のため慢透に包括として算定できません。包括とならない場合も心不全の原疾患の記載が必要となります。

【処置】

<J038 人工腎臓>

1. 評価の見直し